

平成26年9月18日
(第6回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1号	美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について	1
議案第 2号	平成26年度美瑛町一般会計補正予算について	2~19
議案第 3号	平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について	20~25
議案第 4号	平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について	26~31
議案第 5号	平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について	32~37
議案第 6号	平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について	38~39
議案第 7号	平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	40~41
議案第 8号	教育委員会委員の任命について	42
議案第 9号	請負契約の締結について	43
議案第10号	財産の取得について	44
議案第11号	財産の取得について	45
議案第12号	財産の取得について	46
議案第13号	北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	47
議案第14号	姉妹都市提携の解消について	48
認定第 1号	平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	49
認定第 2号	平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	50
認定第 3号	平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	51
認定第 4号	平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	52
認定第 5号	平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について	53
認定第 6号	平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	54
認定第 7号	平成25年度美瑛町水道事業会計決算の認定について	55
認定第 8号	平成25年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について	56
報告第 1号	債権の放棄について	57
報告第 2号	専決処分について	58
報告第 3号	専決処分について	59

議案第1号

美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について

美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例(平成25年美瑛町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止とする」を「次のとおりとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 基本構想(町が総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める構想をいう。)の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
- (3) 姉妹都市又は友好都市の提携及び解消

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

議案第2号

平成26年度 美瑛町一般会計補正予算（第4号）

平成26年度美瑛町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,041,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		24,172	160	24,332
	1 負担金	24,172	160	24,332
14 国庫支出金		1,068,728	14,102	1,082,830
	2 国庫補助金	784,127	14,102	798,229
15 道支出金		1,369,768	1,707	1,371,475
	2 道補助金	1,118,566	1,707	1,120,273
17 寄附金		5,508	1,503	7,011
	1 寄附金	5,508	1,503	7,011
18 繰入金		1,038,290	8,700	1,046,990
	1 繰入金	1,038,290	8,700	1,046,990
19 繰越金		112,020	43,770	155,790
	1 繰越金	112,020	43,770	155,790
20 諸収入		239,285	1,458	240,743
	5 雑入	107,204	1,458	108,662
21 町債		1,978,300	29,200	2,007,500
	1 町債	1,978,300	29,200	2,007,500
歳入合計		11,940,600	100,600	12,041,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,448,484	23,182	2,471,666
	1 総務管理費	2,407,030	23,182	2,430,212
3 民生費		995,538	118	995,656
	1 社会福祉費	544,146	118	544,264
4 衛生費		979,592	6,252	985,844
	1 保健衛生費	729,477	6,252	735,729
6 農林水産業費		1,788,696	6,971	1,795,667
	1 農業費	1,480,419	5,941	1,486,360
	2 耕地費	212,816	481	213,297
	3 林業費	95,461	549	96,010
7 商工費		1,307,380	36,240	1,343,620
	1 商工費	897,122	25,000	922,122
	2 文化スポーツ振興費	410,258	11,240	421,498
8 土木費		1,412,045	20,448	1,432,493
	1 土木管理費	22,083	9,400	31,483
	2 道路橋梁費	695,397	10,000	705,397
	4 都市計画費	532,766	1,048	533,814
	5 住宅費	123,592	0	123,592
10 教育費		675,640	5,886	681,526
	2 小学校費	222,432	5,733	228,165
	3 中学校費	203,745	153	203,898
12 諸支出金		509,412	1,503	510,915
	1 普通財産取得費	102,207	1,503	103,710
歳 出 合 計		11,940,600	100,600	12,041,200

第 2 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災減災事業 美沢小学校改修事業債(479,400 0)	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	484,900 (5,500)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
過疎対策事業 (ソフト分) 商工業振興事業債(1,138,400 0)	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	"	1,162,100 (23,700)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	1,978,300				2,007,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
12		分担金及び負担金	24,172	160	24,332
	1	負担金	24,172	160	24,332
		2	農林水産業費負担金	4,125	160
14		国庫支出金	1,068,728	14,102	1,082,830
	2	国庫補助金	784,127	14,102	798,229
		1	総務費補助金	164,246	13,359
	3	衛生費補助金	2,580	313	2,893
	5	土木費補助金	353,981	430	354,411
15		道支出金	1,369,768	1,707	1,371,475
	2	道補助金	1,118,566	1,707	1,120,273
		5	農林水産業費補助金	1,040,594	1,707
17		寄附金	5,508	1,503	7,011
	1	寄附金	5,508	1,503	7,011
		1	寄附金	5,508	1,503
18		繰入金	1,038,290	8,700	1,046,990
	1	繰入金	1,038,290	8,700	1,046,990
		1	繰入金	1,038,290	8,700
19		繰越金	112,020	43,770	155,790
	1	繰越金	112,020	43,770	155,790
		1	繰越金	112,020	43,770
20		諸収入	239,285	1,458	240,743
	5	雑入	107,204	1,458	108,662
		4	雑入	107,201	1,458
21		町債	1,978,300	29,200	2,007,500
	1	町債	1,978,300	29,200	2,007,500
		5	商工債	670,000	23,700
	8	教育債	250,700	5,500	256,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 耕地費負担金	160	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区
1 総務管理費補助金	13,359	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
1 保健衛生費補助金	313	1 合併処理浄化槽設置費交付金
1 土木管理費補助金	430	1 住環境整備事業交付金
1 農業費補助金	1,707	1 環境保全型農業直接支払交付金 153 2 地域づくり総合交付金 420 3 農地情報公開システム整備事業補助金 1,134
1 寄 附 金	1,503	1 まちづくり寄附金
1 繰 入 金	8,700	1 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金
1 繰 越 金	43,770	1 前年度繰越金
2 雑 入	1,458	1 光ケーブル移設工事補償金
1 商 工 債	23,700	1 商工債 (1) 過疎対策(ソフト分) 商工業振興事業債
2 小学校債	5,500	1 小学校債 (1) 緊急防災減災 美沢小学校改修事業債

(歳出)

2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	総務費	2,448,484	23,182	2,471,666	15,817	7,365
	1 総務管理費	2,407,030	23,182	2,430,212	15,817	7,365
	2 一般管理費	63,826	1,956	65,782		1,956
	6 情報管理費	46,061	16,986	63,047	国庫支出金 13,359	3,627
	7 地域振興費	63,514	1,000	64,514	繰入金 1,000	
	12 諸 費	873,028	3,240	876,268	諸収入 1,458	1,782
3	民生費	995,538	118	995,656		118
	1 社会福祉費	544,146	118	544,264		118
	5 いきいきセンター費	968	118	1,086		118

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	380	1 みんなで創る住みよい町に向けて	1,956
19 負担金補助 及び交付金	1,576	(1) 行政区会館運営費補助事業 補助金(補)	1,576 (1,576)
		(2) 顧問弁護士事業 業務委託(物)	380 (380)
13 委 託 料	16,005	1 みんなで創る住みよい町に向けて	16,986
19 負担金補助 及び交付金	981	(1) 総合行政情報システム(Reams.NET)管理事業 業務委託(物)	16,986 (16,005)
		負担金(補)	(981)
19 負担金補助 及び交付金	1,000	1 みんなで創る住みよい町に向けて	1,000
		(1) 地域振興奨励補助等事業 補助金(補)	1,000 (1,000)
8 報 償 費	670	1 みんなで創る住みよい町に向けて	3,240
11 需 用 費	112	(1) 地上デジタル放送受信障害対策事業 修繕料(維)	112 (112)
15 工事請負費	1,458	(2) 地域情報通信基盤管理運営事業 維持補修工事(事)	1,458 (1,458)
23 償還金利子 及び割引料	1,000	(3) 過年度歳入過誤納還付金 償還金利子及び割引料(補)	1,000 (1,000)
		(4) まちづくり寄附管理事業 報償(物)	670 (670)
11 需 用 費	118	1 思いやりのある社会福祉のために	118
		(1) いきいきセンター運営事業 修繕料(維)	118 (118)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
4	衛生費	979,592	6,252	985,844	313	5,939
1	保健衛生費	729,477	6,252	735,729	313	5,939
3	予 防 費	40,450	4,957	45,407		4,957
6	環境衛生費	33,381	1,295	34,676	国庫支出金 313	982

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	100	1 思いやりのある社会福祉のために	4,957
		(1) 予防接種事業	4,557
13 委託料	4,797	消耗品費(物)	(27)
		印刷製本費(物)	(73)
19 負担金補助 及び交付金	60	医療・衛生委託(物)	(4,397)
		負担金(扶)	(60)
		(2) 健康管理システム事業	400
		業務委託(物)	(400)
12 役務費	354	1 思いやりのある社会福祉のために	354
		(1) 蜂駆除事業	354
19 負担金補助 及び交付金	941	手数料(物)	(354)
		2 生きいきとした暮らしづくりのために	941
		(1) 合併処理浄化槽設置整備事業	941
		補助金(事)	(941)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
6	農林水産業費	1,788,696	6,971	1,795,667	1,867	5,104
1	農業費	1,480,419	5,941	1,486,360	1,707	4,234
1	農業委員会費	11,474	1,134	12,608	道支出金 1,134	
2	農業振興費	1,355,890	4,807	1,360,697	道支出金 573	4,234
2	耕地費	212,816	481	213,297	160	321
3	基幹水利施設管理費	21,176	481	21,657	負担金 160	321
3	林業費	95,461	549	96,010		549
2	町有林管理費	46,398	549	46,947		549

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	1,134	1 元気のある産業経済のために (1) 農地情報公開システム整備事業 業務委託 (物)	1,134 1,134 (1,134)
19 負担金補助 及び交付金	4,807	1 元気のある産業経済のために (1) エゾ鹿緊急対策事業 補助金 (補) (2) 環境保全型農業直接支払交付金 交付金 (補)	4,807 4,500 (4,500) 307 (307)
13 委 託 料	481	1 元気のある産業経済のために (1) 基幹水利施設管理運営事業 整備・事業委託 (事)	481 481 (481)
1 報 酬	549	1 元気のある産業経済のために (1) 町有林管理事業 非常勤職員報酬	549 549 (549)

7	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	商 工 費	1,307,380	36,240	1,343,620	23,700	12,540
1	商 工 費	897,122	25,000	922,122	23,700	1,300
2	商工業振興費	743,433	25,000	768,433	地方債 23,700	1,300
2	文化スポーツ振興費	410,258	11,240	421,498		11,240
3	町民センター費	18,128	7,800	25,928		7,800
4	郷土資料館費	26,600	3,100	29,700		3,100
7	保健体育施設費	35,202	340	35,542		340

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	25,000	1 元気のある産業経済のために (1) 美瑛町消費活性化事業 交付金 (補)	25,000 25,000 (25,000)
15 工事請負費	7,800	1 はつらつとした人づくりのために (1) 町民センター空調設備改修事業 改修工事 (事)	7,800 7,800 (7,800)
15 工事請負費	3,100	1 はつらつとした人づくりのために (1) 郷土資料館建設事業 解体工事費	3,100 3,100 (3,100)
11 需用費	340	1 はつらつとした人づくりのために (1) スキー場管理運営事業 修繕料 (維)	340 340 (340)

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	1,412,045	20,448	1,432,493	8,130	12,318
1	土木管理費	22,083	9,400	31,483	8,130	1,270
1	土木総務費	22,083	9,400	31,483	国庫支出金 430 繰入金 7,700	1,270
2	道路橋梁費	695,397	10,000	705,397		10,000
1	道路維持修繕費	107,898	9,800	117,698		9,800
2	道路新設改良費	354,313	0	354,313		
4	除雪対策費	189,572	200	189,772		200
4	都市計画費	532,766	1,048	533,814		1,048
3	公園費	198,488	1,048	199,536		1,048

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	3,200	1 活きいきとした暮らしづくりのために	9,400
		(1) 美瑛軟石取得管理事業	7,700
17 公有財産購入費	4,500	解体工事費	(3,200)
		建物等購入費(事)	(4,500)
19 負担金補助及び交付金	1,700	(2) 住環境整備費助成事業	860
		補助金(補)	(860)
		(3) 住宅太陽光発電システム設置助成事業	840
		補助金(補)	(840)
11 需用費	5,500	1 活きいきとした暮らしづくりのために	9,800
		(1) 道路維持修繕事業	9,800
12 役務費	500	修繕料(維)	(5,500)
		通信運搬費(維)	(500)
14 使用料及び賃借料	800	賃借料(維)	(800)
		原材料費(維)	(3,000)
16 原材料費	3,000		
15 工事請負費	△113	1 活きいきとした暮らしづくりのために	
		(1) 原野1号線道路改良舗装事業	
22 補償補填及び賠償金	113	整備工事(事)	(△113)
		補償金(事)	(113)
18 備品購入費	200	1 活きいきとした暮らしづくりのために	200
		(1) 除雪対策事業	200
		備品購入費(物)	(200)
15 工事請負費	1,048	1 活きいきとした暮らしづくりのために	1,048
		(1) 聖台公園改修事業	1,048
		整備工事(事)	(1,048)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	住宅費	123,592	0	123,592		
	2	住宅建設費	98,426	0	98,426		
10		教育費	675,640	5,886	681,526	5,500	386
	2	小学校費	222,432	5,733	228,165	5,500	233
	1	学校管理費	198,025	5,500	203,525	地方債 5,500	
	2	教育振興費	24,407	233	24,640		233
	3	中学校費	203,745	153	203,898		153
	2	教育振興費	9,851	153	10,004		153
12		諸支出金	509,412	1,503	510,915	1,503	
	1	普通財産取得費	102,207	1,503	103,710	1,503	
	8	丘のまちび えいまちづ くり基金費	507	1,503	2,010	寄附金 1,503	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	42	1 活きいきとした暮らしづくりのために	
13 委 託 料	△42	(1) 美瑛町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定事業 職員旅費 (事)	(42)
		業務委託 (事)	(△42)
13 委 託 料	5,500	1 はつらつとした人づくりのために	5,500
		(1) 美沢小学校改修事業	5,500
		建築・土木委託 (事)	(5,500)
20 扶 助 費	233	1 はつらつとした人づくりのために	233
		(1) 要保護及び準要保護児童援助事業	233
		就学困難児童援助費	(233)
20 扶 助 費	153	1 はつらつとした人づくりのために	153
		(1) 要保護及び準要保護生徒援助事業	153
		就学困難生徒援助費	(153)
25 積 立 金	1,503	1 みんなで創る住みよい町に向けて	1,503
		(1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業	1,503
		積立金 (積)	(1,503)

議案第3号

平成26年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1	555	556
	1 繰入金	1	555	556
歳入合計		34,513	555	35,068

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 発電施設費		14,595	555	15,150
	1 施設管理費	14,595	555	15,150
歳出合計		34,513	555	35,068

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		繰入金	1	555	556
	1	繰入金	1	555	556
		1 基金繰入金	1	555	556

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	555	1 基金繰入金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2					
	発電施設費	14,595	555	15,150	555
1	施設管理費	14,595	555	15,150	555
	1 発電事業管理費	14,595	555	15,150	繰入金 555

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	555	1 元気のある産業経済のために	555
		(1) 発電施設施設管理事業	555
		保守・管理委託(物)	(555)

議案第4号

平成26年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1	7,042	7,043
	1 繰入金	1	7,042	7,043
4 繰越金		1	745	746
	1 繰越金	1	745	746
歳入合計		16,637	7,787	24,424

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源施設費		7,897	7,787	15,684
	2 施設費	0	7,787	7,787
歳出合計		16,637	7,787	24,424

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3		繰入金	1	7,042	7,043
	1	繰入金	1	7,042	7,043
	1	基金繰入金	1	7,042	7,043
4		繰越金	1	745	746
	1	繰越金	1	745	746
	1	繰越金	1	745	746

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	7,042	1 基金繰入金
1 繰越金	745	1 繰越金

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		泉源施設費	7,897	7,787	15,684	7,042	745
	2	施設費	0	7,787	7,787	7,042	745
		1 施設費	0	7,787	7,787	繰入金 7,042	745

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	1,997	1 元気のある産業経済のために	7,787
		(1) 17号井改修事業	7,787
15 工事請負費	5,790	業務委託(事)	(1,997)
		改修工事(事)	(5,790)

議案第5号

平成26年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,728千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		601	3,000	3,601
	1 繰越金	601	3,000	3,601
歳入合計		359,728	3,000	362,728

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		95,061	3,000	98,061
	2 事業費	3,797	3,000	6,797
歳出合計		359,728	3,000	362,728

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金 601	3,000	3,601
	1	繰越金 601	3,000	3,601
	1	繰越金 601	3,000	3,601

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	3,000	1 繰越金

(歳出)

1	2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			下水道事業費	95,061	3,000	98,061		3,000
			事業費	3,797	3,000	6,797		3,000
			1 建設事業費	3,797	3,000	6,797		3,000

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	3,000	1 活きいきとした暮らしづくりのために	3,000
		(1) 下水処理場整備事業費	3,000
		整備・事業委託(事)	(3,000)

議案第6号

平成26年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成26年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 主な建設工事

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(ア) 配水管布設替工事	延長 165m	延長 326m	延長 491m

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,019千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,712千円」に、「過年度分損益勘定留保資金73,019千円」を「過年度分損益勘定留保資金77,712千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	38,896千円	5,980千円	44,876千円	
第1項 工事負担金	6,800千円	5,980千円	12,780千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	111,915千円	10,673千円	122,588千円	
第1項 建設改良費	62,558千円	10,673千円	73,231千円	

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				38,896	5,980	44,876		
	1. 工事負担金			6,800	5,980	12,780		
		1. 工事負担金			6,800	5,980		12,780
				旭川建設管理部 工事負担金	0	5,980		5,980

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				111,915	10,673	122,588		
	1. 建設改良費			62,558	10,673	73,231		
		1. 配水及び給水 設備工事費			60,415	10,673		71,088
				工事請負費	60,415	10,673		71,088

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,712千円は、過年度分損益勘定留保資金77,712千円で補てんするものとする。)

議案第7号

平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成26年度美瑛町立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度美瑛町立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	1,331,340千円	0千円	1,331,340千円
第1項 医業費用	1,263,162千円	0千円	1,263,162千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	783,599千円	△3,000千円	780,599千円

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業費用				1,331,340	0	1,331,340	
	1. 医業費用			1,263,162	0	1,263,162	
		1. 給与費		715,961	△ 3,000	712,961	
			医師給	52,454	△ 6,208	46,246	減員調整
			医師手当	45,773	△ 5,318	40,455	減員調整
			報酬	81,112	8,526	89,638	嘱託医増員の報酬
		3. 経費		244,408	3,000	247,408	
			雑費	332	3,000	3,332	処方箋入力システム補助

議案第 8 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 26 年 9 月 18 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

住 所	美瑛町美馬牛北 2 丁目 1 番 1 1 号
氏 名	小野寺 晴紀
生年月日	昭和 43 年 5 月 22 日生

議案第9号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工 事 名	契約の方法	契約金額	契 約 先
商店街コミュニティ 施設整備工事 (その1)	指名競争入札 による落札	円 365,904,000	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
床面積 1,197.64㎡ 地上2階・地下1階建て (鉄筋工事・土工事・コ ンクリート工事・防水工 事・石工事・木工事 外) 各一式	自 本契約の翌日 至 平成27年3月19日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 島山建設 株式会社 3. 株式会社 橋本川島コーポレーション 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組 第1回目落札

議案第10号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

- 1 土地所在 美瑛町字置杵牛7509番34ほか37筆
- 2 地 目 山林
- 3 面 積 1,341,976平方メートル
- 4 契約金額 35,000,000円
- 5 契約相手方 美瑛町字美瑛原野5線
美瑛町森林組合
代表理事組合長 喜多善一

(土地所在内訳)

地番	面積(m ²)	地番	面積(m ²)	地番	面積(m ²)
字置杵牛		字置杵牛		字置杵牛	
7509番34	25,236	8093番2	19,818	8548番13	53,615
35	50,984	8548番1	57,858	14	49,829
8080番1	39,818	2	60,897	15	46,535
2	5,727	3	71,545	16	52,091
8086番1	15,276	4	62,600	17	46,058
2	10,091	5	60,948	18	51,002
3	426	6	64,919	19	50,396
8087番1	32,554	7	37,225	26	3,626
2	8,936	8	58,155	29	511
3	473	9	55,710	30	735
8091番1	45,289	10	62,854	字オキキニウシ原野	
2	4,985	11	56,566	8411番1	19,972
8092番1	1,612	12	54,863	2	2,241

議案第11号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契約先
スクールバス 小型車(29人乗) 1台	指名競争入札 による落札	円 6,696,000	旭川市永山2条14丁目1番21号 北海道日野自動車 株式会社 旭川支店 支店長 高久 祥一

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	その他
通学児童生徒及び 一般住民輸送用 バス購入	規格・形式 小型車(29人乗) 寒冷地仕様 納期 平成27年3月10日	入札指名業者名 1. 旭川トヨタ自動車 株式会社 2. 北海道日野自動車 株式会社 旭川支店 3. 三菱ふそうトラック・バス 株式会社 北海道ふそう旭川支店 第1回目落札

議案第12号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契約先
小学校教材備品 (パソコン機器) 一式	指名競争入札 による落札	円 8,515,800	美瑛町本町1丁目4番2号 株式会社 阿部百貨店 代表取締役 阿部 裕 信

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	その他
児童の教育環境 の整備を図るた め購入	規格・形式 デスクトップパソコン 41台 納期 平成26年11月19日	入札指名業者名 1. 株式会社 阿部百貨店 2. 有限会社 安東家具店 3. 有限会社 エコテック 4. 株式会社 オオタそうご電器 5. 長谷川印舗 第1回目落札

議案第13号

北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道
市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することから、北海道市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第14号

姉妹都市提携の解消について

下記のとおり姉妹都市提携を解消したいので、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第3号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

提携を解消する姉妹都市

オーストリア共和国 ザルツブルグ州 ザールバッハ町

認定第1号

平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第2号

平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第3号

平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第4号

平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第5号

平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第6号

平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第7号

平成25年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

認定第8号

平成25年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

報告第1号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、平成25年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

内訳

債権の 放棄 した事由	債権の 名称	土地貸付料	上水道 使用料	町立病院 診療費	合計
死亡者		1件	1件	1件	3件
		4,511,200円	2,415円	22,824円	4,536,439円
合計		1件	1件	1件	3件
		4,511,200円	2,415円	22,824円	4,536,439円

報告第2号

専決処分について

平成26年第3回美瑛町議会臨時会において議決（平成26年5月2日）された請負契約の締結について（議案第9号）の一部を、地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成26年8月18日

（資料）

項目	変更前	変更後
工事名	美瑛中学校グラウンド改修工事	同 左
契約金額	68,364,000 円	69,984,000 円
契約先	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	同 左
変更内容		掘削工及び植生工の増加 施設整備工の増加 屋外練習ハウス新設に係る暖房 施設の追加

報告第3号

専決処分について

平成26年第3回美瑛町議会臨時会において議決（平成26年5月2日）された請負契約の締結について（議案第4号）の一部を、地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成26年9月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成26年8月28日

（資料）

項目	変更前	変更後
工事名	美田へき地保育所建設工事	同 左
契約金額	65,232,000円	66,236,400円
契約先	美瑛町丸山1丁目7番6号 有限会社 新栄建設 代表取締役 山本 正	同 左
変更内容		建設基礎外周の暗渠敷設

意見書案第6号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年9月19日

提出者 議員 沢 尻 健
賛成者 議員 沼 田 成 功
賛成者 議員 八 木 幹 男

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への存在が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。
- 2 国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊藤 正

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

意見書案第7号

「手話言語法」の制定を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年9月19日

提出者 議員 杉山 勝雄
賛成者 議員 斉藤 幸一
賛成者 議員 山家 慶治

「手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准にむけて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対しても情報保障施策を義務づけている。

よって、政府と国会が環境整備にむけた法整備を実現していただくよう強く求める。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言

語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法
(仮称)」を国として制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊 藤 正

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
文部科学大臣 殿

意見書案第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年9月19日

提出者	議員	角	和	浩	幸
賛成者	議員	濱	田	洋	一
賛成者	議員	沢	尻		健

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財

政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

- 3 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
- 5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊藤 正

内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 殿
経済産業大臣 殿

意見書案第9号

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年9月19日

提出者 議員 八木 幹 男
賛成者 議員 森 平 真 也
賛成者 議員 福 原 輝美子

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者および関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」および「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善および放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

記

- 1 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること
- 2 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約 1 兆円の財源を確実に確保すること
- 3 介護労働者および保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 26 年 9 月 19 日

美瑛町議会議長 齊 藤 正

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

意見書案第10号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充、就学保障の充実に向けた意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年9月19日

提出者 議員 佐藤 晴 観
賛成者 議員 沼田 成功
賛成者 議員 斉藤 幸一

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充、就学保障の充実に向けた意見書について

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援（1,000人）を含む1,703人とどまりました。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2千となっており、生活保護費の削減は、「就学援助」を受ける全道9万4千の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子ども

たちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編制の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊藤 正

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿

意見書案第11号

電気料金再値上げに反対する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年9月19日

提出者 議員 山 家 慶 治
賛成者 議員 斉 藤 幸 一
賛成者 議員 穂 積 力

電気料金再値上げに反対する意見書

先般、北海道電力株式会社においては、火力発電への代替に伴う燃料費の増加などを理由として、一般家庭や商店などの小口利用者向けの「規制部門電気料金」について平均17.03%の値上げを認可申請するとともに、認可の必要がない企業向けの「自由化部門電気料金」についても平均22.61%の値上げを行うことを表明しました。

企業や地域住民は、これまでも国や北海道電力株式会社の要請に応じ、まさに身を削りながら節電に取り組んできております。

北海道経済は未だに景気回復の実感に乏しく、厳しい状況が続いている折、昨年9月に続き電気料金が再値上げされることになれば、電気を多く使用する酪農をはじめとした農業や商工業などにとって大打撃となり、地域経済や町民生活に大きな影響を及ぼすことは必至であります。

価格転嫁能力や節電手段に乏しい企業が事業活動を継続していくために電気料金再値上げの回避若しくは抑制が不可欠であります。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

電気料金の再値上げについて、政府として、北海道電力株式会社に対し、全社をあげた最大限の経営効率化と徹底した経費の削減などを求め、電気料金の再値上げについては回避若しくは極力抑制されるよう積極的に働きかけを行うこと。

また、価格転嫁能力や節電手段に乏しい企業に対し、利用可能な節電メニ

ユーの新設や省電力設備導入に係る助成制度の創設などを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊 藤 正

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊 藤 正 様

総務文教常任委員会委員長 齊 藤 幸 一

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事
(2) 政策調整課の所管に関する事
(3) 税務課の所管に関する事
(4) 住民生活課の所管に関する事
(5) 保健福祉課の所管に関する事
(6) 教育委員会の所管に関する事
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事
(8) 監査委員の所管に関する事
(9) 病院事業に関する事
(10) 総務文教に関する事
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊藤 正 様

産業経済常任委員会委員長 穂積 力

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。
(2) 農林課の所管に関する事。
(3) 建設水道課の所管に関する事。
(4) 農業委員会の所管に関する事。
(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成26年9月19日

美瑛町議会議長 齊藤 正 様

議会運営委員会委員長 山家 慶治

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

(別 紙)

平成26年9月19日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

- 1 「日本で最も美しい村」連合フェスティバル2014 inきたしおばら
 - (1) 目 的 最も美しい村運動のさらなる深化に向けた学びと友好を深めることで、本町の美しいまちづくりに資する
 - (2) 派遣場所 福島県 裏磐梯ホテル
 - (3) 期 間 平成26年10月1日から10月3日
 - (4) 派遣議員 齊藤 正議長、穂積 力議員、山家慶治議員
福原輝美子議員

- 2 上川管内町村議会議員研修会
 - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する
 - (2) 派遣場所 鷹栖町 たかすメロディーホール
 - (3) 期 間 平成26年10月28日
 - (4) 派遣議員 全議員